

## 平成18年度第1回リスク管理検討会 議事概要

1. 日 時：平成18年11月20日(月) 14:00～17:00

2. 場 所：イイノビル 農林水産省飯野第5会議室

3. 出席者：資料1のとおり

4. 議事概要

(1) 開会

- ・ 山田消費・安全政策課長より冒頭挨拶後、本日の議題について確認。

(2) 有害微生物のリスク管理について

- ・ 農林水産省の担当者(資料1参照)より、資料2-4に基づき、有害微生物について説明した後、リスクプロファイル暫定版に基づき有害微生物について意見及び情報の交換を実施。
- ・ 最後に、リスク管理検討会メンバーが今回の議論などを参考にして資料2-2のフォームに記入し12月11日までに事務局へ送付するよう依頼するとともに、微生物のリスク管理の優先度決定のため、今年度中に再度リスク管理検討会を行う旨を事務局より説明。
- ・ リスク管理検討会メンバーからの主な発言概要は以下のとおり。  
( : リスク管理検討会メンバーからの発言、 : 事務局からの発言)

### 黄色ブドウ球菌

「病院食が原因となる集団発生も時にみられる」という記述は誤解を招く可能性がある。

### カンピロバクター

一次生産、加工の段階での管理が重要なので、しっかりやってほしい。

### サルモネラ

アメリカでは卵の生食を禁止してしまったが、日本では生卵を食べるので関心は高い。

加工業者では食品原材料として液卵を使用しているので、液卵の汚染状況が気にかかる。

卵は常温で流通している場合もあり、夏季は30℃を超えることもある。流通においても、温度管理について条件を決める必要があるのではないかと。

以前、日本から輸出された水産物がサルモネラ汚染されていたことにより、アメリカの輸入検疫で検出されたが、近年は減少している。HACCPの導入や、加熱や二次汚染を防ぐ取組みの成果と思いたい、はっきりした理由はわからない。

ウインドレスの鶏舎の方がサルモネラ保菌率が高いようだ。何か対策はとっているのか。

実際にサルモネラを保菌していることがわかった場合、都道府県の家畜衛生保健所がマニュアルを作り、指導することとなっている。

1990年ごろ、アメリカか英国か定かではないが鶏の雛の輸入元で、サルモネラにより鶏卵内の汚染があり、それが日本に持ち込まれたと聞いたことがある。

初生ヒナを輸入するときには、1991年ごろから動物検疫の段階でサルモネラフリーであることを確認している。その話はそれ以前の話ではないかと思われる。

#### 腸炎ビブリオ

感染するのに必要な菌数は多い(10万～100万)といわれているが、血清型03K6は少ない菌数で発症する可能性があることが知られている。こういった菌については普通の腸炎ビブリオと異なる管理方法が必要だろう。

業界と厚生労働省で協力し、1995年ごろより温度管理や真水で洗うなどの処理をするようにしており、現在は発生件数が減少している。

#### 腸管出血性大腸菌

保菌者から食品への汚染を起こさないよう、食品製造にかかわる従業員に対して自主的に腸管出血性大腸菌の検査などの取り組みをしている食品事業者もある。健康にみえる人でも、ごく低い割合で検出されることがある。保菌者はラインから外すなど、対策は講じている。

牛以外が保菌している場合もあるのか？

豚や羊からも検出されたという報告がある。

#### ビブリオ・バルニフィカス

現時点の情報から、この菌に特定して措置を取るというより、腸炎ビブリオの管理の中で考えていけばよい、という認識である。

#### ボツリヌス菌

レトルト食品については、釜の温度をきちんと管理するなど、加工技術の改善が図られている。

乳児ボツリヌス中毒を含め、重要である。実態調査は必要だろう。

乳児ボツリヌス中毒の原因のはちみつについては、濾過などの除菌処理は非現実的であり、結局1歳以下の乳幼児に与えない旨表示することで対応した。

ヨーロッパなどでは、はちみつは神聖なものという意識があり、濾過や加熱滅菌するのは伝統的に受け入れられないので、摂取制限等で対応している。厚生労働省も、1歳未満の乳幼児に与えない様指導している。

レトルト食品に似ているが要冷蔵のいわゆる「レトルト様食品」は、常温に置かれると危険である。また、お茶もクロストリジウム属の菌が汚染することがわかっている。これらに注目している。

## リステリア

日本から輸出された水産物がリステリア汚染されていたことにより、アメリカの輸入検疫で違反となることが多くなってきている。しかし、我が国においては中毒が起こってはいるもののいまだ件数は少なく、我が国としてのリスクプロファイルが出来た時点で科学的、客観的な根拠のもとに業界としても明確なリスク管理を構築していかななくては、と考えている。言い方を変えると、リスクプロファイルが明確でない細菌について、それを固有のターゲットとして管理対策を樹立することは、あまり合理的とは言えないと思える。

アメリカでは、最重要な有害微生物として認識されている。広く存在し、ある食品工場の排水でリステリアが検出されたため操業停止になった事例があった。しかし、どのように管理しても最終の排水から検出されるため、結局、アメリカ政府当局から、操業を認められたようだ。

食品衛生学会やILSIでは、日本でも問題になるのではないかと危惧している。

日本では、工場に入るときに服や靴を替え、外から菌が入りにくいようにしていることにより、工場内に菌が持ち込まれにくいのではないだろうか。

国民の衛生感覚も日本とアメリカで異なる。

## ノロウイルス

冬場のカキが原因であることは認識。ウイルス対策のための関係業界向けのパンフレットを作成している。業界として最重要課題と認識している。

食中毒ではないが、ヒト ヒト感染の対策も重要な課題。

## その他

コレラ菌を対象にすべきではないか。

コレラは厚生労働省によって2類感染症と分類されているので、対象としない考え。

## (3) 遺伝子組換え飼料のリスク管理のあり方について

- ・ 農林水産省の担当者（資料1参照）より、資料3-2に基づき、遺伝子組換え飼料のリスク管理措置について説明した後、資料3-1に沿って議論。
  - ・ 今回の議論などを参考に遺伝子組換え飼料のリスク管理を進めていく旨、事務局より説明。
  - ・ リスク管理検討会メンバーからの主な発言概要は以下のとおり。
- (       ：リスク管理検討会メンバーからの発言、       ：事務局からの発言 )

遺伝子組換え体について、安全性を確認したものでなければ飼料に含まれてはならないという規制をしていることは適当か

安全性の確認はどのようにしているのか。

OECDで整理された考え方に従い、従来の飼料との同等性を確認の上、評価している。

Bt10についてデータがなかったというが、その理由は。

Bt10は製品化する予定がなかったため、安全性に関するデータを開発業者は取っていない。今回の件で、開発業者は遺伝子配列に関する資料を提出した。

規制自体は妥当だが、日本独自の確認は可能なのか。

開発業者からデータをもらい、評価する。

ヨーロッパでは、EFSAが完全なリスク評価ではないものの、ステートメントを素早く出した。日本では食品安全委員会の評価結果が出るのに1年もかかったのは不満である。もっと早い段階でステートメントがあるべきだった。

EUと同じく、食品と飼料を同じアプローチで評価、管理すべきだろう。

Bt10が混入していない旨の証明書があり、日本で再検査した結果、Bt10の混入が認められた場合、どのような処置をとったのか。

輸入業者に適正な処分を求めている。結果、返送している。

輸入飼料に、生産国で安全性未確認の遺伝子組換え体が混入してしまったことが明らかになった場合に、どのような措置をとることが適切か。A安全性未確認の遺伝子組換え作物が混入しているおそれのある飼料を輸入禁止とする、B遺伝子組換え体が混入することを極力排除しつつ、飼料の輸入を継続する、などの措置が考えられる。

Aは現実的に可能なのか。その措置によって日本の畜産物が生産不能になるのではないか。

然り。

安全性未確認の遺伝子組換え体が含まれてはならないというルール自体は変えるべきではないが、混入が生じてしまった場合は現実的な対応を考えるべきではないか。

安全性未確認の遺伝子組換え体が輸入飼料にできる限り混入しないようするには、どのような対応が効果的か。A生産国内で陽性のロットを拡散させないよう、混入が疑われるロットを生産現場に近い場所でできるだけ早くに可能な限り回収する、B輸入飼料のモニタリングを日本で行い、陽性品の排除に努める、C生産国内で検査し、陽性のものは日本へ輸出しない、などが考えられる。

AやCを生産国にやらせることは不可能ではないか。不可能なことを並べても無意味である。

政府間だと困難だが、陽性が出ると返送という厳しい措置を取ることにより、半年かかったが輸入の際に陰性証明書を付けるようになった。よって、AやCは可能である。

GMOをきちんと分別管理し、報告義務を設けることで改善しないか。

スターリンクのときは、GMOでない飼料にGMOが混入していたので、分別管理により同様の事件を防ぐことはできた。しかし、今回の場合は、生産者が別のGMOであるBt11と思いこんで類似のBt10を生産したので、普通の分別では同様の事件を防ぐことはできないだろう。

陰性証明書が付いているサンプルのうち約5%からBt10が検出されている。もし、絶対に混入してはならない、というのなら、Bの措置をとるしかないのではないか。

生産国内における正しい生産状況の把握が重要ではないか。

GMOを含む飼料で育てた牛から得られる牛乳についてリスクコミュニケーションを行ったことがある。一般の人は、飼料中のGMOへの関心は高くないようだ。その上で、製品はGMO使用と不使用の選択ができるようにしてほしい、という意見が多かった。

輸入飼料への安全性未確認の遺伝子組換え体の混入をモニタリングする場合、サンプリングや分析に関してどのようなことを考慮すべきか。

経済性や効率性も考慮する必要がある。

どのような方法で、どの程度の検体数について分析すべきかは、遺伝子組換え体を完全に排除しようとするのか、それともある程度の混入を止むを得ないとするのかという方針及び遺伝子組換え体を輸入飼料から排除するための措置がどの程度効果を発揮するかにより変わるのではないか。

遺伝子組換え体の安全性を評価するうえで、動物への給与試験を行うことは意義があるか。

このようにして得られた結果を動物試験で追試することは、無意味である。有害作用の本体が分からない状況で行われる動物への給与試験(一般毒性試験)は、毒性が弱い場合には検出力が弱い。特に食品の場合には投与量に限界があるため難しい。このような状況で10年なり20年なり後の人体への影響を知ることができる確実な動物試験方法はない。

#### (4) その他

事務局より今後のスケジュール等について説明。

#### (5) 閉会

- 以上 -